

固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の延長後の納期限決定のお知らせ

東日本大震災により多大な被害を受けられた方におかれましては、心よりお見舞いを申し上げます。

横浜市では、東日本大震災の発生を受けて延長していた、平成 23 年 3 月 11 日に指定地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県）に住所等を有していた方に対する、災害の発生日以降に到来する固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納期限について、次のとおり決定しましたので、お知らせします。

【延長後の納期限】

- 平成 23 年 3 月 11 日において、青森県及び茨城県に住所等を有していた方（[平成 23 年 6 月 24 日市告示 342 号](#)及び[同日市告示 343 号](#)）

納期	本来の納期限	延長後の納期限
第 1 期	平成 23 年 5 月 2 日（月）	平成 23 年 7 月 29 日（金）
第 2 期	平成 23 年 8 月 1 日（月）	平成 23 年 9 月 30 日（金）
第 3 期	平成 24 年 1 月 4 日（水）	第 3 期及び第 4 期は 変更ありません
第 4 期	平成 24 年 2 月 29 日（水）	

- 平成 23 年 3 月 11 日において、岩手県、宮城県及び福島県に住所等を有していた方（[平成 23 年 9 月 22 日市告示 466 号](#)）

納期	本来の納期限	延長後の納期限
第 1 期	平成 23 年 5 月 2 日（月）	平成 23 年 10 月 31 日（月）
第 2 期	平成 23 年 8 月 1 日（月）	
第 3 期	平成 24 年 1 月 4 日（水）	第 3 期及び第 4 期は 変更ありません
第 4 期	平成 24 年 2 月 29 日（水）	

【納税通知書の送付時期】

- 平成 23 年 3 月 11 日において、青森県・茨城県に住所等を有していた方
→平成 23 年 7 月 1 日に納税通知書を送付いたしました。
- 平成 23 年 3 月 11 日において、岩手県、宮城県及び福島県に住所等を有していた方
→平成 23 年 9 月 26 日に納税通知書を送付いたしました。

【お問い合わせ先】

ご不明な点などがありましたら、資産の所在する[区役所税務課](#)までお問い合わせ下さい。